

(2) 変状パターンの区分

変状パターンを次表によって区分し，対応するパターン番号を記録する．同一要素に複数の変状パターンがある場合は，全てのパターン番号を記録する．

| パターン | 変状          |
|------|-------------|
| 1    | ひびわれ        |
| 2    | 漏水・遊離石灰     |
| 3    | 剥離・鉄筋露出     |
| 4    | うき          |
| 5    | 腐食          |
| 6    | 保護管の変状      |
| 7    | P C 鋼材の抜け出し |
| 9    | その他         |

(3) その他の記録

変状の発生位置やその範囲・状況をスケッチや写真で記録するとともに，代表的な変状の主要寸法を変状図に記載するものとする．

## ⑮ 変色・劣化

対象とする材料や材質による分類は次による。

| 分類 | 材料・材質  |
|----|--------|
| 1  | コンクリート |
| 2  | ゴム     |
| 3  | プラスチック |
| 4  | その他    |

注) ここでの分類は部材本体の材料・材質によるものであり，被覆材料は対象としていない．部材本体が鋼の場合の被覆材料は「防食機能の劣化」，コンクリートの場合の被覆材料は「補修・補強材の変状」として扱う．

### 【一般的性状・変状の特徴】

コンクリートの変色など部材本来の色が変化する状態，ゴムの硬化，又はプラスチックの劣化など，部材本来の材質が変化する状態をいう．

### 【他の変状との関係】

- ・ 鋼部材における塗装やめっきの変色は，対象としない．
- ・ コンクリート部材の表面を伝う水によって発生する汚れやコンクリート析出物の固化，排気ガスや“すす”などによる汚れなど，材料そのものの変色でないものは，対象としない（「⑩その他」として扱う．）．
- ・ 火災に起因する“すす”の付着による変色は，対象としない（「⑩その他」として扱う．）．

### 【変状程度の評価と記録】

#### (1) 変状程度の評価区分

変状程度の評価は，次の区分によるものとする．

分類1：コンクリート

| 区分 | 一般的状況            |
|----|------------------|
| a  | 変状なし             |
| b  | —                |
| c  | —                |
| d  | —                |
| e  | 乳白色，黄色っぽく変色している． |

分類２：ゴム

| 区分 | 一 般 的 状 況            |
|----|----------------------|
| a  | 変状なし                 |
| b  | —                    |
| c  | —                    |
| d  | —                    |
| e  | 硬化している，又はひびわれが生じている． |

分類３：プラスチック

| 区分 | 一 般 的 状 況             |
|----|-----------------------|
| a  | 変状なし                  |
| b  | —                     |
| c  | —                     |
| d  | —                     |
| e  | 脆弱化している，又はひびわれが生じている． |

(2) その他の記録

変色・劣化の発生位置やその範囲・状況をスケッチや写真で記録するとともに，代表的な変状の主要寸法を変状図に記載するものとする．

## ⑩ 漏水・滞水

### 【一般的性状・変状の特徴】

排水施設等から雨水などが本来の排水機構によらず漏出している状態や、支承部などに雨水が浸入し滞留している状態をいう。

激しい降雨などのときに排水能力を超えて各部で滞水を生じる場合がある。一時的な現象で、構造物に支障を生じないことが明らかな場合には、変状として扱わない。

### 【他の変状との関係】

- ・ コンクリート部材内部を通過してひびわれ等から流出するものについては、「漏水・遊離石灰」として扱う。
- ・ 排水管の変状については、対象としない。排水管に該当する変状（「破断」、「変形・欠損」、「ゆるみ脱落」、「腐食」など）についてそれぞれの項目で扱う。

### 【変状程度の評価と記録】

#### （1）変状程度の評価区分

変状程度の評価は、次の区分によるものとする。

| 区分 | 一 般 的 状 況                  |
|----|----------------------------|
| a  | 変状なし                       |
| b  | —                          |
| c  | —                          |
| d  | —                          |
| e  | 排水柵取付位置などからの漏水，支承付近の滞水がある。 |

#### （2）その他の記録

漏水・滞水の発生位置やその範囲・状況をスケッチや写真で記録するとともに、代表的な変状の主要寸法を変状図に記載するものとする。

当該変状との関連が疑われる排水管の変状などが確認できる場合には、それらも併せて記録する。

⑰ 異常な音・振動

【一般的性状・変状の特徴】

通常では発生することのないような異常な音・振動が生じている状態をいう。

【他の変状との関係】

- ・ 異常な音・振動は、構造的欠陥又は変状が原因となり発生するものであり、それぞれが複合して生じる場合があるため、別途、それらの変状として扱うとともに、「異常な音・振動」としても扱う。

【変状程度の評価と記録】

(1) 変状程度の評価区分

変状程度の評価は、次の区分によるものとする。

| 区分 | 一般的状況                                     |
|----|-------------------------------------------|
| a  | 変状なし                                      |
| b  | —                                         |
| c  | —                                         |
| d  | —                                         |
| e  | 部材、付属物等から異常な音が聞こえる、又は異常な振動や揺れを確認することができる。 |

(2) その他の記録

異常な音・振動の発生位置やその範囲をスケッチや写真で記録するとともに、発生時の状況（車両通過、風の強さ・向きなど）を変状図に記載する。また、発生箇所の特定に努めたものの、発生箇所が特定できない場合は、「異常を有する(発生箇所不明)」と変状図に記載するものとする。

⑱ 変形・欠損

【一般的性状・変状の特徴】

車の衝突や施工時の当てきず，地震の影響など，その原因にかかわらず，部材が局所的な変形を生じている状態，又はその一部が欠損している状態をいう。

【他の変状との関係】

- ・ 変形・欠損以外に，コンクリート部材で剥離・鉄筋露出が生じているものは，別途，「剥離・鉄筋露出」としても扱う。
- ・ 鋼部材における亀裂や破断などが同時に生じている場合には，それぞれの項目でも扱う。

【変状程度の評価と記録】

(1) 変状程度の評価区分

変状程度の評価は，次の区分によるものとする。

| 区分 | 一 般 的 状 況                               |
|----|-----------------------------------------|
| a  | 変状なし                                    |
| b  | —                                       |
| c  | 部材が局所的に変形している。<br>又は，その一部が欠損している。       |
| d  | —                                       |
| e  | 部材が局所的に著しく変形している。<br>又は，その一部が著しく欠損している。 |

(2) その他の記録

変形・欠損の発生位置やその範囲・状況をスケッチや写真で記録するとともに，代表的な変状の主要寸法を変状図に記載するものとする。

⑱ 土砂詰まり

【一般的性状・変状の特徴】

排水柵や排水管に土砂が詰まっていたり，支承周辺に土砂が堆積している状態をいう．

【その他の留意点】

- ・ 支承部周辺に堆積している土砂は，支承部の変状状況を把握するため，点検時に取り除くことが望ましい．

【変状程度の評価と記録】

(1) 変状程度の評価区分

変状程度の評価は，次の区分によるものとする．

| 程度 | 一 般 的 状 況           |
|----|---------------------|
| a  | 変状なし                |
| b  | —                   |
| c  | —                   |
| d  | —                   |
| e  | 排水柵，支承周辺等に土砂詰まりがある． |

(2) その他の記録

土砂詰まりの発生位置やその範囲・状況をスケッチや写真で記録するとともに，その原因が推定できるものについては，その内容を変状図に記載するものとする．

⑳ 沈下・移動・傾斜

【一般的性状・変状の特徴】

下部構造又は支承が沈下，移動又は傾斜している状態をいう。

【他の変状との関係】

・路面の凹凸・段差，支承部の機能障害などの変状を伴う場合には，別途，それらの変状としても扱う。

【変状程度の評価と記録】

(1) 変状程度の評価区分の記録

変状程度の評価区分は，下表の一般的状況を参考にして定性的に行うことを基本とする。

| 区分 | 一般的状況                      |
|----|----------------------------|
| a  | 変状なし                       |
| b  | —                          |
| c  | —                          |
| d  | —                          |
| e  | 支点（支承）又は下部工が，沈下・移動・傾斜している。 |

(2) その他の記録

沈下・移動・傾斜の発生位置やその範囲・状況をスケッチや写真で記録するとともに，代表的な変状の主要寸法を変状図に記載するものとする。



②① 洗掘

【一般的性状・変状の特徴】

基礎周辺の土砂が流水により洗い流され、消失している状態をいう。

【変状程度の評価と記録】

(1) 変状程度の評価区分の記録

変状程度の評価区分は、下表の一般的状況を参考にして定性的に行うことを基本とする。

| 区分 | 一般的状況               |
|----|---------------------|
| a  | 変状なし                |
| b  | —                   |
| c  | 基礎が流水のため洗掘されている。    |
| d  | —                   |
| e  | 基礎が流水のため著しく洗掘されている。 |

(2) その他の記録

洗掘の発生位置やその範囲・状況をスケッチや写真で記録するとともに、特記すべき事項（水位との関係、点検状況など）があれば変状図に記載するものとする。